

衆議院法務委員会ニュース

【第 208 回国会】令和 4 年 4 月 15 日（金）、第 9 回の委員会が開かれました。

1 民事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 54 号）

・古川法務大臣、津島法務副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行いました。

（質疑者）鎌田さゆり君（立民）、鈴木庸介君（立民）、阿部弘樹君（維新）、守島正君（維新）、東国幹君（自民）、藤岡隆雄君（立民）、山田勝彦君（立民）、階猛君（立民）、鈴木義弘君（国民）、本村伸子君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

鎌田さゆり君（立民）

法定審理期間訴訟手続

- ア 参議院予算委員会において法務大臣が答弁した同手続は海外に例のない日本独自の制度であることの確認
- イ 法改正における立法事実の検証の重要性についての法務大臣の見解
- ウ 公益社団法人商事法務研究会の民事裁判手続等 I T 化研究会
 - a 2019 年 4 月から 12 月にかけて行われた同研究会の第 2 読会への法務省及び最高裁判所の関与の方法
 - b 同研究会の第 2 読会における法務省及び最高裁判所の調査や報告書の取りまとめの有無
- エ 同手続を提案した部署及び責任者の役職名並びに提案理由の書面の存否
- オ 現職の裁判官や元裁判官に対する同手続についてのアンケート調査の実施の有無
- カ 全国の裁判所に対する同手続についての書面による調査の実施の有無
- キ 同手続に特化した海外調査の実施の有無
- ク 法務省ウェブサイトでの同手続についての調査報告書の公表の有無
- ケ 民事訴訟法の専門家である松本大阪市立大学名誉教授から法務省民事局参事官室及び法制審議会委員等に提出された同手続に反対する意見書の送付の事実確認及び当該意見書で指摘された問題点についての法務省の反論
- コ 同手続においては文書提出命令の申立てが難しくなることの確認
- サ 同手続においては立証が不十分になるのではないかとの懸念に対する手当てである通常裁判への移行は、予見可能な制度を設けるという立法趣旨と矛盾しているとの指摘に対する法務大臣の見解
- シ 原告が立証に必要な資料を被告に求めたが、その取寄せが難しい場合、原告勝訴や早期の訴訟終了が難しくなるケースが発生することの確認
- ス 同手続において、当事者双方の訴訟代理人の選任を要件としていない理由及び裁判官が当事者に手続の利用を促すことを禁止する規定がない理由
- セ パブリックコメントに寄せられた反対意見等を踏まえ、本法案での同手続の新設を見送り、民事訴訟手続の I T 化のみを行うべきとの考えに対する法務大臣の見解

鈴木庸介君（立民）

- (1) 民事訴訟手続の I T 化
 - ア 裁判所における I T 人材の採用状況
 - イ 裁判所におけるサイバーセキュリティ対策の内容
- (2) 法定審理期間訴訟手続
 - ア 審理終了までの期間を 6 か月としている理由

- イ 法制審議会において同手続に関する議論を民事訴訟手続の I T 化と一括して行った理由
- ウ 消費者契約事件と個別労働事件だけを法定審理期間訴訟手続の対象外とすることで同手続への懸念が払拭されるか否かの確認
- エ 裁判を受ける権利を侵害する可能性があるとの指摘にもかかわらず同手続を設ける理由
- オ 同手続による判決に対する異議の申立てによる通常裁判手続においても同じ裁判官が審理を行うことは不適當ではないかとの指摘に対する法務省の見解
- カ 法定審理期間訴訟手続を設けることより裁判官の増員や証拠収集方法の拡充の方が裁判の迅速化に資するとの意見に対する法務省の見解
- キ 同手続の利用を訴訟代理人が当事者双方に選任されている場合に限定すべきとの意見に対する法務省の見解
- ク 本人訴訟に同手続の利用が否定されていないことを踏まえた同手続の国民への広報の具体的方法
- ケ 当事者双方に訴訟代理人が選任されていない場合に同手続の利用が認められる例外の具体例

阿部弘樹君（維新）

- (1) 本法案による民事訴訟手続の I T 化の意義
- (2) 裁判所のサイバー攻撃に対するセキュリティ対策
 - ア サイバー攻撃を踏まえた裁判所におけるセキュリティ対策の内容
 - イ 日々進化するサイバー攻撃への対応策
- (3) 民事訴訟手続の I T 化を踏まえ、法律事務所がセキュリティ対策に取り組む必要性の周知方法についての法務省の見解
- (4) 本法改正後に開発される裁判所のシステムのセキュリティ対策
 - ア ウイルス感染した P D F ファイルが送付された場合に感知する仕組みの導入についての最高裁判所当局の方針
 - イ サイバー攻撃による提出後の訴訟記録の電子データの改ざんを防ぐための対策の内容
 - ウ 電子データの証拠の改ざんが疑われる場合の調査・解析（フォレンジック）の実施についての最高裁判所当局の方針
- (5) 対面とリモートと比較すると、証人の口ぶりや態度等の情報量はリモートの方が少ないのではないかとの指摘を踏まえたウェブ会議による証人尋問の優位性についての法務省の見解
- (6) 裁判所外の端末から訴訟当事者の訴訟記録の閲覧が可能となることを踏まえたセキュリティ対策についての最高裁判所当局の方針

守島正君（維新）

- (1) 民事訴訟手続の I T 化が平成の後期に停滞した理由及び平成 16 年の民事訴訟法改正により可能となったインターネットを用いた申立て等の試験的な運用の利用が低調であった背景
- (2) 諸外国における民事訴訟手続等の I T 化の現状
- (3) インターネットを用いた申立て等の義務化の対象を訴訟代理人に限った理由及び今後の展開
- (4) 民事判決データの活用範囲についての検討状況及び裁判所等が期限を決めて実証実験等を行うことで民事判決のオープンデータ化が進むのではないかとの考えに対する法務省の見解
- (5) 技術の進化を見ながら、本法案附則の検討条項に規定されている法施行後 5 年の経過を待たずに細部の規定等を見直すことの必要性についての法務省の見解
- (6) I T 人材の確保についての最高裁判所当局の見解
- (7) 法定審理期間訴訟手続
 - ア 審理期間の見通しが立たないことが裁判を利用する上でのハードルになっているとの説明の根拠となる定量的なデータの有無

- イ 同手続に対する各種の懸念への対応策
- (8) 民事訴訟手続のIT化の進展により裁判所の土地管轄の在り方が見直される可能性についての法務副大臣の見解
- (9) 住所、氏名等の秘匿制度
 - ア 秘匿決定前に出された住所、氏名等の情報を保護するための方策
 - イ 秘匿情報の漏えいを防止するための裁判所の対策
- (10) ウェブ会議による離婚等に係る和解や調停の成立の際の本人の真意の確認方法
- (11) オンラインでの審理が裁判官の心証の形成に与える影響に対する配慮の内容

東国幹君（自民）

- (1) 民事訴訟手続のIT化が我が国の国際ビジネスや対日投資に与える影響を踏まえた本法案の意義についての法務副大臣の見解
- (2) 電子データの証拠等の偽造や改ざんがなされた場合の対応策及び全ての者にインターネットを利用した申立て等を義務化する将来的な見通しについての法務省の見解
- (3) 今後検討する障害者に対する手続上の配慮の在り方についての法務副大臣の見解
- (4) 法律事務所を狙ったサイバー攻撃が今後増加していくことの認識とその対応策についての法務省の見解
- (5) 当事者の住所・氏名の秘匿が認められる場合の基準とその判断の公平性を担保する方策についての法務省の見解
- (6) 電話会議・テレビ会議の利用を認めた平成25年に施行された家事事件手続法の本法案における改正点
- (7) 本法案の具体的な施行期日の見通し

藤岡隆雄君（立民）

- (1) 法定審理期間訴訟手続
 - ア 同手続を利用できるケースについての確認
 - イ 同手続を利用できる場合として説明される双方当事者に訴訟代理人が選任されているのと同視し得る場合とは、法務部に法曹資格者が在籍する場合に限られるか否かについての法務省の見解
 - ウ 本人訴訟においても同手続を利用し得ることの確認
 - エ 当事者である法人に法曹資格者が在籍していない場合であっても同手続の利用が認められ得ることの確認及び当事者の一方が本人訴訟の場合であっても同手続の利用が認められるか否かについての法務省の見解
 - オ 上記エについての法務大臣の見解
 - カ 「訴訟代理人が選任されているのと同視し得る場合」の範囲
 - キ 「訴訟代理人が選任されているのと同視し得る場合」とは、弁護士登録はしていないが司法試験に合格し司法修習を終了した者が当事者であるような場合であるとの考えに対する法務省の見解
 - ク 当事者である法人の法務部が「訴訟代理人が選任されているのと同視し得る」対応が可能であると判断するための具体的な基準
 - ケ 双方当事者が同手続を求める申出をしたものの「訴訟代理人が選任されているのと同視し得る」対応が可能かどうか不明である場合において同手続をとることの可否
 - コ 口頭での同意を認めることが裁判官による同手続への誘導につながるのではないかの懸念に対する法務省の見解
 - サ 本人訴訟において当事者が同手続へと誘導されないための担保についての法務省の見解
 - シ 裁判官の心証を気にして通常手続への移行の申出をちゅうちょするのではないかの指摘に対す

- る法務省の見解
- ス 上記シについての最高裁判所当局の見解
- (2) 障害者に対する手続上の配慮に関する規定が本法案に盛り込まれなかった理由及び今後の法整備の方針についての法務大臣の見解

山田勝彦君（立民）

法定審理期間訴訟手続

- ア 民事訴訟手続のIT化と関係のない法定審理期間訴訟手続の導入が本法案に含まれている理由についての法務大臣の見解
- イ 誰のために、又何のために同手続を導入するのかについての法務大臣の見解
- ウ 民事訴訟の単独事件のうち約68%が提訴から裁判終了まで6か月以内に終了しているなどの現状を踏まえ、同手続導入の必要性についての法務大臣の見解
- エ 民事訴訟の長期化の原因についての法務大臣の見解
- オ 裁判所と当事者との間の認識共有が不十分であることによる争点整理手続の長期化が法定審理期間訴訟手続の導入により改善されるのか否かについての法務大臣の見解
- カ 諸外国の類似の手続について、調査をしていない理由及び今後調査を行う予定の有無
- キ 諸外国が類似の手続を導入していない理由についての法務大臣の見解
- ク 法定審理期間訴訟手続の導入の前に、まず試験的に運用し、十分な検証をすべきとの意見に対する法務大臣の見解
- ケ 過去に福岡地方裁判所において実施された運用上の取組である迅速トラックの詳細
- コ 迅速トラックの実績を踏まえ、同手続は運用導入から始めるべきとの意見に対する法務大臣の見解
- サ 迅速トラックの検証をせずに同手続を導入することの是非についての法務大臣の見解

階猛君（立民）

(1) 法定審理期間訴訟手続

- ア 同手続の制度趣旨は期間限定ではないとの認識か否かの確認
- イ 同手続を期間限定訴訟と呼称することがミスリーディングにつながるとの理解か否かの確認
- ウ 同手続を設けても期間が限定されなければ本来の制度趣旨に反するとの考えに対する法務大臣の認識
- エ 一方当事者の一存で通常の訴訟手続に移行できる仕組みとした理由
- オ 法定審理期間訴訟手続から通常の訴訟手続に移行する場合において、相手方当事者の同意を要件としない理由
- カ 一方当事者の意思だけで当事者間の合意が破棄され、通常の訴訟手続に移行することができるのは民事訴訟法第2条の訴訟上の信義則に反するとの考えに対する法務大臣の見解
- キ 当事者間の合意が後から覆されるリスクを前提とした法定審理期間訴訟手続では、審理終結の時期の見込みが立たず、本来の制度趣旨に反するとの考えに対する法務大臣の見解

(2) 自殺した近畿財務局職員遺族の国家賠償請求訴訟における国の認諾

- ア 訴訟上の信義則の観点から、一方当事者の一存で請求の認諾や放棄を行うことができないようにすべきとの考えに対する法務大臣の見解
- イ 公文書改ざんに関係して自殺した職員の遺族の国家賠償請求訴訟において、請求金額の多寡が請求の認諾の判断に与えた影響についての財務省の見解
- ウ 請求の認諾を認めるかどうかの判断に当たっての請求金額の基準の有無及び内容並びにその判断に際しての法務省との相談の有無
- エ 同訴訟において請求金額が適正であると判断した理由

- オ 同訴訟において、仮に請求金額が 10 億円や 100 億円であった場合の認諾の有無
- カ 訴えの提起の手数料について、訴額により増加する仕組みを改め定額とし、勝訴した際の金額に応じた追加で納付する方式に見直すべきとの意見に対する法務大臣の見解
- (3) 当事者の口頭弁論の期日へのウェブ会議による参加が認められる一方で、裁判官や傍聴人のウェブ会議による参加が認められない理由

鈴木義弘君（国民）

- (1) 裁判所のシステムにアクセスする個人や法律事務所におけるサイバーセキュリティ水準をチェックする仕組みについての最高裁判所当局の見解
- (2) 和解や判決等のデータを集約・公開し、公共財として活用する仕組みの構築についての法務副大臣の所見
- (3) 各省庁でシステムを構築する場合には外部委託する前にまずデジタル庁を活用すべきとの意見に対する法務副大臣の見解
- (4) 法定審理期間訴訟手続
- ア 同手続の創設は諮問事項として法制審議会に諮問されたのか否かの確認
- イ 諮問事項にないものでも法制審議会から答申があったものは、そのまま法制化されるのか否かについての確認
- ウ 諮問事項の範囲内であれば、どのような内容でも法制審議会の議論が尊重されるのか否かについての確認
- エ 裁判の迅速化を図るためには、同手続の導入より証拠収集手続の拡充が先決であるという意見に対する法務大臣の見解
- オ 法制審議会の答申は、そのまま法制化するのではなく、大臣が中心となって取捨選択すべきとの意見に対する法務大臣の見解
- カ 法定審理期間訴訟手続の創設は民事訴訟法第243条第1項の「裁判をするのに熟したときは、終局判決をする」との規定に違反するのではないかとその意見に対する法務省の見解

本村伸子君（共産）

法定審理期間訴訟手続

- ア 政府が同手続の利用を想定している事案は、現在の民事訴訟制度においても比較的早期に審理を終えることができることの確認
- イ 現在の民事訴訟制度において比較的早期に審理を終えている事案について、原告及び被告の個人・法人の別、事件類型、審理期間、控訴された件数などの分析結果
- ウ 民事訴訟法第 147 条の 3 に規定されている審理計画の制度を活用した事案について、原告及び被告の個人・法人の別、事件類型、審理期間、控訴された件数などの分析結果
- エ 民事訴訟法第 147 条の 3 に規定されている審理計画の制度が十分に活用されていない理由
- オ 福岡地方裁判所における運用上の取組である迅速トラックについて、原告及び被告の個人・法人の別、事件類型、審理期間、通常訴訟に移行した件数などの分析結果
- カ 諸外国に法定審理期間訴訟手続に類似した制度がないことの確認
- キ 諸外国に法定審理期間訴訟手続に類似した制度がない理由についての法務大臣の見解
- ク 主張や立証をする権利を制限することになるため諸外国では審理期間を定めることを認めていないのではないかとその考えに対する法務大臣の見解
- ケ 3月25日の本委員会において山本参考人が指摘したイギリスのファストトラックやフランスにおける運用上の手続など、類似の他国の制度についての分析・調査の有無
- コ 立法事実を精査、検討するために、上記イ、ウ、オ、ケの四つの分析結果を示す必要性についての

法務大臣の見解

- サ 法定審理期間訴訟手続を導入すればより誤判の危険性が高まるとの懸念に対する法務大臣の見解
- シ 誤判の危険性を高めてまで法定審理期間訴訟手続を導入する必要があるのかとの疑念に対する法務大臣の見解